

<h1>名古屋市公報</h1>	令和元年10月30日	第26号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第50号) 4
告 示		
○ 指定管理者の指定について	(健福・介護保険課)	(第329号) 6
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第330号) 7
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第331号) 10
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第332号) 11
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第333号) 13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第334号) 15
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第335号) 16
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画室)	(第336号) 17
○ 福祉向市営住宅(障害者世帯)入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課)	(第337号) 21
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課)	(第338号) 26
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課)	(第339号) 31
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第340号) 32
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第341号) 33
公 告		
○ 消防法による命令の公告	(消防・予防課)	34
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	35

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	37
○ 鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の公告	(緑土・緑地管理課)	39

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第50号）
 - 1 改正内容
様式の同意欄について、規定の整備を行います。（第 1号様式関係）
 - 2 施行期日
令和 2年 1月 1日から施行します。

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第50号

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（表）中

「

臨床調査個人票の研究利用についての同意	<input type="checkbox"/> 難病の患者に対する医療等に関する法律第 6条第 1項の規定による診断書（臨床調査個人票）について、厚生労働省の難病研究事業等の基礎資料として使用することに同意します。
---------------------	--

を

」

削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 2年 1月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市難病の患者に対

する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 329号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和元年10月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市きよすみ荘	名古屋市北区金城町 4丁目56番地 特定非営利活動法人かくれんぼ 代表理事 水 野 千恵子

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 330号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
アーカンシェル株式会社 名古屋市西区砂原町 427番地	訪問介護サービス であい 名古屋市西区砂原町 427番地	行動援護	2310200429	令和元年 10月 1日
株式会社マザーズ 名古屋市西区新道一丁目 2番 5号	よろず家せんげん 名古屋市西区新道一丁目 2番 5号	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	2310200478	令和元年 10月 1日
株式会社ピーアンドピーコーポレーション 名古屋市西区八筋町 8番地の 5	P ルームステーション 名古屋市西区宝地町 103番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2310201344	令和元年 10月 1日
株式会社L i s	シトラテ	就労継続支援	2311400671	令和元年

愛知県大府市東新町三丁目1番地の1	名古屋市瑞穂区洲山町2丁目1番地の1	B型		10月1日
株式会社Notoカレッジ 岐阜県大垣市高屋町一丁目51番地	Notoカレッジ ウィズ名古屋 名古屋市中区栄二丁目4番12号	就労定着支援	2316100953	令和元年 10月1日
株式会社ソラスト 東京都港区港南一丁目7番18号	ホームヘルプサービスソラスト千種 名古屋市千種区東山通1丁目34番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317101158	令和元年 10月1日
株式会社LITALICO 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	LITALICO ワークス大曾根 名古屋市北区平安二丁目13番5号	就労移行支援	2317301535	令和元年 10月1日
株式会社エナジー 名古屋市西区幅下一丁目10番27号	グランエミシス新守山	短期入所	2317601736	令和元年 10月1日
	名古屋市守山区新守山1516番地	共同生活援助	2327600231	令和元年 10月1日
ケンソニック合同会社 名古屋市西区稲生町7丁目18番地の2	ヘルパーステーションあいあい 名古屋市名東区明が丘22番地の3	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001290	令和元年 10月1日
特定非営利活動法人学習障害児・者の教育と自立の保障をすすめる会 名古屋市南区扇田町32番地の1	るっくコーポレーション 名古屋市南区扇田町32番地の1	生活介護	2318100696	令和元年 10月1日

株式会社ワークラ イフクリエイト 名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	ワンアップ 名古屋市緑区桃山 四丁目 129番地	就労継続支援 B型	2318500978	令和元年 10月 1日
株式会社セイブ 名古屋市中川区万 場三丁目1314番地	あしたば 名古屋市中川区万 場三丁目1312番地 の 2	共同生活援助	2321300275	令和元年 10月 1日
合同会社にんふう 舎 兵庫県西宮市上之 町 1番32号	方丈庵 名古屋市中川区吉 津一丁目 908番地	共同生活援助	2321300283	令和元年 10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 331号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人みんなのえがお 名古屋市名東区香南二丁目 301番地	つ・な・ぐ 名古屋市名東区香南二丁目 301番地	特定相談支援	2338000199	令和元年 10月 1日
		障害児相談支援	2378000190	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 332号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
スマイルハート合同会社 名古屋市千種区鹿子殿17番17号	S m i l e D a y ' s 名古屋市名東区猪子石原一丁目1408番地	生活介護	2318001217	令和元年 9月17日
一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 名古屋市中村区本陣通 5丁目 6番地の 1	居宅介護事業所でこぼこ 名古屋市中村区内山三丁目25番 6号	居宅介護	2310100827	令和元年 9月30日
株式会社 P. I. A. 名古屋市中村区名駅二丁目28番 3号	P. I. A. 名駅 名古屋市中村区名駅二丁目28番 3号	就労継続支援 A型	2310101007	令和元年 9月30日

株式会社ひまわり 名古屋市中村区日 比津町 3丁目 1番 22号	ひまわり j o b サ ポート 名古屋市中村区本 陣通 5丁目 104番 地	就労移行支援	2310101320	令和元年 9月30日
株式会社ケアネッ ト・ジャパン 名古屋市中川区尾 頭橋三丁目15番13 号	らいふさぽーと 「遊」 名古屋市千種区東 山通 1丁目34番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317100762	令和元年 9月30日
特定非営利活動法 人かくれんぼ 名古屋市北区金城 町 4丁目56番地	介護サービスかく れんぼ 名古屋市北区金城 町 4丁目47番地	居宅介護 重度訪問介護	2317300289	令和元年 9月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 333号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和元年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
一般社団法人ウエルビー 名古屋市守山区苗代一丁目14番16号	相談支援事業所風花	一般相談支援 特定相談支援	2338000124	令和元年 9月30日
	名古屋市名東区香坂 113番地	障害児相談支援	2378000117	
みんなのえがお株式会社 名古屋市名東区香南二丁目 301番地	つ・な・ぐ	特定相談支援	2338000140	令和元年 9月30日
	名古屋市名東区香南二丁目 301番地	障害児相談支援	2378000141	
特定非営利活動法人さぼさん 名古屋市南区三吉町 6丁目 2番地の 7	支援センターさぼさん	特定相談支援	2338100171	令和元年 9月30日
	名古屋市南区三吉町 6丁目 2番地の 7	障害児相談支援	2378100172	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 334号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市中区大須三丁目1210番 2の全部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 335号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和元年11月29日（金）から同年12月 1日（日）まで及び同月 6日（金）から同月 8日（日）までの供用時間について、「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 336号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。
- (7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和元年11月 1日（金）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 2日（土）、 3日（日）、 4日（月）、 9日（土）及び10日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和元年11月 1日（金）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 2日（土）、 3日（日）、 4日（月）、 9日（土）及び10日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和元年11月 1日（金）から同月15日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

令和元年12月16日（月）午後 1時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 31戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市告示第 337号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

- 第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (3) 知的障害者 (満18歳未満の児童を含む。) にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成 6年法律第 117号) 第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
- ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第 123号) 第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成13年法律第63号) 第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。) 第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病 (イにおいて「難病等」という。) であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
- ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあっては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあっては 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所、各保健センター及び各保健センター分室
(精神・難病等窓口)

イ 日時

令和元年10月31日(木)から同年11月15日(金)までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、同月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)及び10日(日)を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所(以下「社会福祉事務所」という。)に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては保健センター又は保健センター分室(精神・難病等窓口)に、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局健康部感染症対策室にそれぞれ持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和元年11月1日(金)から同月15日(金)までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、同月2日(土)、3日(日)、4日(月)、9日(土)及び10日(日)を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

令和元年12月16日(月)午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 53戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

ア 戦傷病者特別援護法第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第1号表ノ2の規定により、特別項症から第3項症までである者

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた1級から4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 10戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 338号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和2年5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支接受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入) であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和元年10月31日（木）から同年11月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 2日（土）、 3日（日）、 4日（月・休）、 9日（土）及び10日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和元年11月 1日（金）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 2日（土）、 3日（日）、 4日（月・休）、 9日（土）及び10日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

令和元年12月16日（月）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 86戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 39戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 2年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6戸（3組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 339 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備 考
学校法人瀬木学園	名古屋市瑞穂区春敲町 2丁目13番地	平成31年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 340号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和元年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ソラスト	介護付有料老人ホーム ソラスト尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	令和元年10月 1日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社ソラスト	介護付有料老人ホーム ソラスト高畑	名古屋市中川区中島新町二丁目1108番地	令和元年10月 1日	特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 341号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和元年10月25日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ケアネット・ジャパン	ケアネットホーム尾頭橋	名古屋市中川区尾頭橋三丁目15番13号	令和元年9月30日	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社ケアネット・ジャパン	ケアネットホーム高畑	名古屋市中川区中島新町二丁目1108番地	令和元年9月30日	特定施設入居者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第16条の 6第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 2項において準用する同法第11条の 5第 4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市南区豊田二丁目18番 8号

株式会社ツルミ

2 命令を受けた者の氏名

株式会社ツルミ 代表取締役 鶴見 民広

3 命令の内容

上記施設内に貯蔵されている危険物（第四類第一石油類（非水溶性液体）2,010リットル、第四類第二石油類（非水溶性液体）352リットル、第四類第三石油類（非水溶性液体）1,840リットル）を令和元年10月11日午後 1時までに除去すること。

4 命令を発した日

令和元年10月 9日

名古屋市消防局予防部予防課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店当知店

名古屋市港区当知一丁目 301番 1 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市港区当知一丁目 301番地の 1 外 3筆	名古屋市港区当知一丁目 301番 1 ほか 3筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
—	—	—	中部薬品(株)	代表取締役 高巢 基彦	岐阜県多治見市高根町 4丁目29番地

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、令和元年 9月25日

(2) 小売業者については、令和元年 7月25日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和元年 9月25日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月24日から令和 2年 2月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

三洋堂書店当知店

名古屋市港区当知一丁目 301番 1 ほか 3筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)三洋堂書店	午前10時00分	午前 9時00分	午後12時00分	変更なし
中部薬品(株)	—	午前 9時00分	—	午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物北側駐車場①— 1	午前 9時30分から 午前 0時30分まで	午前 8時30分から 午前 0時30分まで
建物北側駐車場①— 2		

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物北西側荷さばき施設	午前 7時00分から 午前12時00分まで	午前 6時00分から 午後10時00分まで

3 変更の日

令和元年11月 1日

4 変更する理由

小売業者入店のため

5 届出の日

令和元年 9月25日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和元年10月24日から令和 2年 2月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 2月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の公告

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の3第2項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに適用される鶴舞公園多目的グラウンドの利用料金の額について、次のとおり承認しましたので公告します。

令和元年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 利用料金

施設区分	使用区分	平日	土曜日・ 日曜日等
鶴舞公園多目的グラウンド	1面 1時間あたり	6,100円	8,100円

日曜日等とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日及び日曜日等以外の日をいう。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課